

令和5年第5回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年4月26日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時	令和5年4月26日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和5年4月26日 午前11時05分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善	
委 員	委 員	田 辺 正 保	
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善	
	事務局職員	管理課長 諸 井 公 学校給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長 川 越 一 寿 情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課長補佐 車 塚 洋	
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第23号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第24号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第25号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第26号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第27号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第28号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第29号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第30号	厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第31号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】
	議案第32号	厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第33号	厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第34号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第35号	厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
	議案第36号	厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
7		閉会

令和5年第5回厚岸町教育委員会

令和5年4月26日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和5年第5回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、4月26日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を、本日、4月26日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和5年3月28日に開会した、第4回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の成澤委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第3号「教育長の報告すべき事項につい

て」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」、その内容を報告させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけられているため、委嘱したものであります。

議案書2ページの別紙をご覧ください。

令和5年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

1、氏名等でございます。

まず、学校医の委嘱でございます。厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校の3校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、竹山副院長、江本副院長、永井主任内科医師、佐藤主任内科医師の5名を委嘱しており、町立病院の常勤医師全員を学校医として委嘱しております。太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中醫院の田中先生に引き続き委嘱したものであります。

学校歯科医につきましては、町内全学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱しております。

学校薬剤師につきましては、全部の学校を町立厚岸病院の薬剤師であります、本川主任薬剤師に委嘱しております。

2、任期については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

●教育長 内容は、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第3号を終わります。

(はい。の声)

●教育長 次に、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました報告第4号「教育長の報告すべき事項について」、その内容を報告させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

令和4年度の奨学資金運用状況並びに令和5年度の新規申請状況について、報告するものであります。

議案書4ページの別紙をご覧ください。

はじめに、令和4年度の奨学資金運用状況について報告いたします。

収入につきましては、前年度からの繰越金1,304万3,250円、また、令和4年度中の返還金262万1,750円で、収入合計は1,566万5,000円となっております。

次に、支出についてですが、貸付金が90万円で、内訳は、継続が3人で90万円、新規貸付は無く、詳細は内訳記載のとおりであります。

収入・支出を差し引きした残高は1,476万5,000円となり、令和5年度に繰り越しておりますが、前年度より172万1,750円、基金残高が増えております。

なお、令和4年度における奨学生修了者は2名で奨学金の貸与は終了となっております。

また、令和5年度の新規申請者につきましては、本日までおりませんが、随時、受付をしていますので、申請があった際には、その都度、適切に対応してまいります。

以上、簡単な説明でございますが、令和4年度の奨学金運用状況等の報告とさせていただきます。

●教育長 内容は、令和4年度厚岸町奨学資金の運用状況についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 ここ最近、奨学金を借りる人が少ない印象を持っているんだけど、これは何か原因があってこういう状況になっているのか、たぶん、考えるに、進学している子どもはそれなりにはいると思われるんです。たぶん、違う奨学金を借りている人もいると思うんですよ、利息のつく。だから、利息もつかない奨学金制度があるのに、利息のつく奨学金を借りている子がいるというのは、せっかくある制度なのにもったいないと思うんですよ。その点、もうちょっと、こう、利息のつかない奨学金制度が厚岸町にはありますよというような形でPRする方法ってないだろうか。そのあたり、どのように教育委員会として考えていますか。

●管理課長 厚岸町の、この教育委員会の奨学金制度というものは、わかっている人はわかっていると思うんですが、町内でも知られていないのかなと思います。それは、町の広報誌での周知もしていますが、もうちょっと、この制度を活用できるPRというものもしていきたいと思います。よく、広報誌に載せたからとか、ホームページに載せたからというようなことが言われておりますが、何らかの手法、今、ちょっと、ぱっと思いつかないんですけど

も、そういった周知できる方法もあれば、周知をさせていただきたいと思います。

●濱委員

去年も同じことを言ったと思うんですけども、奨学金を返さない、免除制度というか、今、看護師などについては、町内で働けば免除しますよという制度があって、町内の病院などに奨学金を借りた年数だけ勤めると、奨学金を返さなくていいですよという制度がありますよね。普通の一般の人にも、町内企業で働くっていう前提のもとで、3年間働いた人には奨学金、返さなくていいですよっていう、新しい制度も作っていったらいいんじゃないかと思うんですよね。それじゃないと、こう、人口が減っていくとか、町内で働く若者がいないとか言っている中で、こういう、借り手がいない奨学金制度があるのであれば、違う形でね、奨学金を返還しなくていい奨学金、ということは町内で働くっていうことを前提とした奨学金制度に変換していてもいいんじゃないかと思うんですけど、その点、去年も、町長部局と話をしながらそういう制度について考えていきたいというような返答をいただいていたんですけど、その辺り、どのような進捗状況になっているのか気になっているんですが、どうなんでしょうか。

●管理課長

一年前の教育委員会の会議で濱委員から質問があったことについては、前任者との間で引継ぎがありました。厚岸町の企業に就職するというのもあるんですけども、例えば、自分の家に帰って来るだとか、そういう子どももいるのかなと思います。そこら辺の分け方というのでしょうか、その辺りが今ちょっと、どういうふうにしたらいいのかっていうのも、ちょっと、正直、あるところでは。

すいません、事例等についてなんですけれども、その

点については引継ぎを受けてなかったものですから、何とも言えないんですけども、濱委員、おっしゃるとおり、これは本当に厚岸町の企業、医療機関だけではなく、厚岸町に残ってもらうような仕組みもできたらなと思います。先進事例といいますか、そういうところも、大変申し訳ないんですけども、一年かかって申し訳ないんですが、ちょっと、その辺を調べさせてもらって、また、町長部局の担当、商工分野になるのかなと思いますけれども、そちらとも話をさせていただいて、もう少しお時間をいただければなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●濱委員

民間企業じゃなくてもね、役場に勤めていても、全然いいと思うんですよね。大学を出た後に、役場に就職しますよって。それでも、立派に町内に戻ってきて、働いて行って、町に将来的に税金をたぶん払っていく、住民になってくれる人だと思うので、別に民間企業だろうが、公務員だろうが、これ、自営業でもいいと思うんですけども、家を継ぐのに帰ってきてもいいと思うんですけど、そういう、今度は一人でも利用者が増えるような感じで、せっかくある奨学金制度をうまく活用してもらって、返さなくていいっていうような制度を作っていくと、結構その奨学金制度のPRにもなるし、それをもとに厚岸町に帰って来るかという、どうかなとも思うんですけど、でも、一つの、みんなが考える契機にはなるんじゃないかなとも思うんで、ぜひとも、その辺、再度検討していただければとそのように思います。

●管理課長

濱委員、おっしゃるとおり、引き続きではございますけれども、検討させていただければなと思っておりますので、ご理解願います。

●教育長

私からよろしいでしょうか。

この件については、十分検討や教育委員会の中でも検討しているんですけども、まずは、今ある奨学金制度をきちんと活用できるように、広報を通じながら、そこが大切なのかなど。返還しなくていいという制度ではなくて、今、きちんと返還しているという実績もありますので、先ほど、濱委員おっしゃったように、どうしたら、こう、この制度をうまく使っていけるかということは検討していきたいと思いますし、今の大学だとかも含めて、進学時の資金、教育資金って、かなり高いんですよ。ですから、やはり奨学金をうまく使っていただいて、利子の付かない奨学金を使っていただくということを、例えば、3月だとか、2月くらいですかね、そういう時期に集中してPRするだとか、いろんな手法があるのかなど。そこも、制度をうまく活用できるようなことで周知していくということを第一に考えていきたいと思えます。

●教育長

他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、報告第3号を終わります。

(はい。の声)

●教育長

日程第6、議案第23号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第23号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」、提案理由とその内容につ

いて、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

厚岸町奨学審議会委員については、7名の委員で構成されておりますが、

委員名簿のうち、2号委員、富田委員及び福田委員の町外転出により同委員に欠員が生じるため、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。

2号委員、安部新路氏であります。厚岸小学校の校長であります。

同じく2号委員、山本十三氏であります。この4月に厚岸翔洋高校に赴任されました校長であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、令和6年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

6ページをお開き願います。

参考として、関係条文の抜粋と令和5年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第23号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いたします。

●教育長

内容は、欠員による厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第24号「厚岸町立教育研究所長の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第24号「厚岸町立教育研究所長の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

令和4年4月1日付けで任命した厚岸町立教育研究所長について、令和5年3月31日をもって任期満了になったことから、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条の規定により、新たに所長を任命いたしたく、本案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。蠣崎浩一氏、厚岸中学校の学校長であります。

性別、生年月日、住所等は記載のとおりですので省略させていただきます。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間となっております。

議案書8ページをお開き願います。参考として、関係条文の抜粋と令和5年3月31日現在の所長名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第24号「厚岸町立教育研究所長の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長 内容は、任期満了に伴う厚岸町立教育研究所長の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第25号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第25号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧くださいと思います。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、1号委員の校長代表であります、佐藤敬喜氏が退職し、また、2号委員の教頭代表であります、佐久間勝教氏が、町外転出となったことにより、それぞれ欠員が生じたため、規則第9条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。

1号委員、小林香織氏であります。太田中学校の校長であります。

2号委員、奥田真由氏であります。真龍中学校の教頭であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、令和6年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

議案書10ページをお開き願います。

参考として、関係条文の抜粋と、令和5年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第24号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第26号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター所長 ただ今上程いただきました、議案第26号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

厚岸町学校給食センター運営委員会委員については、6名の委員で構成されておりますが、第1号委員の富田義宏氏が、町外転出により、同委員に欠員が生じるため、学校給食センター管理条例第4条第3項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者は、濱田有子氏であります。太田小学校の校長であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

任期は、令和6年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

議案書12ページをお開き願います。

参考として、関係条文の抜粋と、令和5年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第26号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。議案第27号と議案第28号は、委員及び任期がそれぞれ同様でありますことから、一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長

ただ今上程いただきました、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

はじめに、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」であります。

厚岸町社会教育委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このうち、福田雅人委員が本年4月1日付け人事異動により町外へ転出し、また、佐藤敬喜委員が定年退職したことに伴い、同委員に2名の欠員が生じたことから、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

1人目は、住所、厚岸郡厚岸町湾月1丁目128番地。氏名、山本十三氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで、厚岸翔洋高等学校校長であります。

次に、2人目は、住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目152番地。氏名、安部新路氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで、厚岸小学校校長であります。

任期は、社会教育委員設置条例第3条第2項、ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

委員区分は、いずれも「学校教育」であります。

なお、関係法令、関係条文及び令和5年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考として頂きたいと思います。

続きまして、議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。

議案書15ページをご覧ください。

厚岸町公民館運営審議会委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このうち 福田雅人委員が、本年4月1日付け人事異動により、町外へ転出し、また、佐藤敬喜委員が定年退職したことに伴い、2名の欠員が生じたことから、社会教育法第30条及び厚岸町公民館条例第6条の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

住所、氏名、生年月日、性別、職業につきましては、議案第27号と同様ですので、省略させていただきます。

任期は、同条例 第6条第3項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

委員区分は、同条第2項の規定による学校教育であります。

なお、関係法令、関係条文及び令和5年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第27号及び第28号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第29号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」、議案第30号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」であります。議案第29号と議案第30号は、委員及び任期がそれぞれ同様でありますことから、一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 海事記念館長 ただ今上程いただきました、議案第29号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第30号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

はじめに議案第29号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」であります

議案書17ページをご覧ください。

厚岸町文化財専門委員会委員は、10名の委員を委嘱しておりますが、このうち 佐久間勝教委員が、本年4月1日付け人事異動により、町外へ転出し、同委員に欠員が生じたことから、厚岸町文化財保護条例第5条の規定

により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

1、住所であります。厚岸郡厚岸町真栄2丁目2番地。
2、氏名は、和田賢志氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで、真龍小学校教頭であります。任期は、同条例第5条第3項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

なお、関係法令、関係条文及び令和5年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、議案第30号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」であります。

厚岸町海事記念館協議会委員、厚岸町郷土館運営審議会委員、厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員は、それぞれ10名となっており、いずれも同じ方達が委員となっております。

このうち、佐久間勝教委員が本年4月1日付け人事異動により町外へ転出し、それぞれの委員に欠員が生じたことから、厚岸町海事記念館協議会委員については厚岸町海事記念館条例第5条、厚岸町郷土館運営審議会委員については厚岸町郷土館条例第5条、厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員については厚岸町太田屯田開拓記念館条例第5条の規定により、補欠による委員の任命並びに委嘱をいたしたく、提案するものであります。

なお、住所、氏名等につきましては、議案第29号と同様でありますので省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、議案第29号及び議案第30号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い

いたします。

- 教育長 内容は、欠員による文化財専門委員会委員の委嘱と、海事記念館協議会委員の任命、郷土館運営審議会委員及び太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第31号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- B & G 海洋 ただ今上程いただきました、議案第31号「厚岸町スポーツセンター所 スポーツ推進審議会委員の任命について」、その提案理由と
長 内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会委員は、10名の委員を委嘱しておりますが、このうち 富田義宏委員及び立花幸宏委員から、本年3月31日付けで辞任の申し出があったことから、同委員に2名の欠員が生じたため、スポーツ基本法第31条並びに厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条及び第6条の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

1人目は、住所、厚岸町梅香1丁目92番地。氏名、蠣

崎浩一氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで厚岸中学校校長であります。

次に、2人目は、住所、厚岸町太田5の通り29番地1。氏名、小手森良貴氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで太田小学校教頭であります。

任期は、同条例第6条ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとするものであります。

なお、関係法令、関係条文及び令和5年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 一つだけ、確認させて下さい。
任期が、9月30日までとなっておりますが、これは、全ての委員の任期が9月30日までとなっているということでしょうか。

●B & G海洋
センター所
長 はい、そのとおりでございます。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第32号「厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第32号「厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則は、個人に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めるとともに、町の機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護と公正で民主的な町政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とした「厚岸町個人情報保護条例」の規定に基づき、個人等の情報保護に関し、必要な事項を定めております。

国は、デジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的として、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を令和3年5月19日に公布し、このうち地方公共団体に適用される個人情報保護制度の規定となる「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律」が令和5年4月1日から施行されたところであります。

この改正により、これまで個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、改正後は「個人情報の保護に関する法律」に規律が統合され、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈・運用することになっており、また、同法の施行により、全国的な共通ルールで運用されることに伴い、これまで、本町の実施機関における個人情報の取扱いについては、「厚岸町個人情報保護条例」に基づき運用してきたところではありますが、「改正個人情報保護法」において、地方公共団体では、法律の範囲内で必要最小限度の独自の保護措置を定めることができることとされたことを受け、厚岸町では「厚岸町個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に関して必要な事項を定める「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、本年4月1日から施行したことから、同条例を引用している厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。議案書24ページをご覧ください。

議案第32号「厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第32号説明資料「厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明します。

先ほどご説明申し上げましたとおり、「厚岸町個人情報保護条例」が廃止され、本年4月1日から「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されたことから、題名中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律等」に改正し、第1条中「厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）」を「個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚岸町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年厚岸町条例第13号）に、「厚岸町個人情報保護条例施行規則（平成17年厚岸町規則第8号）」を「厚岸町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年厚岸町規則第17号）」に改めるものであります。

次に、「個人情報の管理責任者」を規定している条文の引用条番号が変更となることから、第2条中「第10条第1項」を「第22条」に改めるものであります。

議案書24ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長

内容は、これまでの「厚岸町個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に関して必要な事項を定める「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されたことにともなう、厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員

今回の教育委員会の規則改正については、厚岸町の条例規則が変わったので、それを教育委員会としても、準用していくという形なんだろうけれども、これ、今回の法の改正と、それから町条例の改正によって、従来と大きく変わるとか、新しく加わるものだとかということはあるのでしょうか。それとも、大体、従来のものを字句等を整理されて、新しい条文等に変更されたということ

なのでしょうか。

●管理課長 特段、大きく変わるものはございません。お配りしております新旧対照表の右側に改正の要旨というものを記載させていただいておりますが、引用する条例の文言の整理ということで、特段、大きく変わるものというものはございません。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第33号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第33号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の

適正化に資するとともに、事務の能率的な処理を図ることを目的に、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、本年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、事務決裁規程の別表の改正が必要となったため、本訓令を制定するものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。議案書25ページをご覧ください。

議案第33号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第33号説明資料「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明します。

先ほどご説明申し上げましたとおり、本年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、事務決裁規程の別表第2の3の項、生涯学習課に関する事項中、従来のスポーツ課に関する事項を追加するとともに、同じく別表第2の4の項、スポーツ課に関する事項を削除するものであります。

議案書26ページをお開き願います。

附則であります。この訓令は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会スポーツ課が生涯学習課に統合したことにともなう、厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第34号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第34号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、厚岸町教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、議案第33号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」においてご説明申し上げました、教育委員会の組織機構の見直しにより、スポーツ課が生涯学習課に統合されることに伴い、字句の整理を行うことと、議案第32号「厚岸町教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について」において説明申し上げました「厚岸町個人情報保護条例」の廃止及び「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に伴い、様式中の引用条・項番号を改めるものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。議案書27ページをご覧ください。

議案第34号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第34号説明資料「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明します。

先ほどご説明申し上げましたとおり、本年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、文書管理規程の別表付表中の「スポーツ課」を削除し、スポーツ係を「生涯学習課」に位置付け、「厚教スス」を「厚教生ス」に改めるものであります。

次に、「厚岸町個人情報保護条例」の廃止及び「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に伴い、別記第7号様式中の「第3号（犯罪等）」を「第3号（審議・検討等）」に、「第4号（協力関係）」を「第4号（事務・事業等）」に、第5号（試験等）」を「第5号（法令等）」に改め、「第6号（法令等）」を削るものであります。

議案書28ページをお開き願います。

附則であります。この訓令は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会スポーツ課が生涯学習課に統合したことと、「厚岸町個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されたことにもなう、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部改正についてであります。これから質

疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第35号「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第35号「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱は、本町における小中学校に将来にわたり恒久的に余裕となると見込まれる普通教室及び廃校を予定している学校施設を有効に活用する計画を策定するため、厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会の設置に関して、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、議案第33号同様、本年4月1日に教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、本設置要綱の改正が必要となったため、本訓令を制定するものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。議案

書29ページをご覧ください。

議案第35号「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第35号説明資料「厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明します。

先ほどご説明申し上げましたとおり、本年4月1日に教育委員会の組織機構が見直しされ、スポーツ課が生涯学習課に統合されたことから、設置要綱第2条第1項第8号を削り、第9号を第8号とするものであります。

議案書29ページにお戻りください。

附則であります。この訓令は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会スポーツ課が生涯学習課に統合したことにともなう、厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第36号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●温水プール館長 ただ今上程いただきました、議案第36号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

厚岸町温水プールは、従来、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は、2名の職員が午前9時15分から午後6時まで勤務しておりましたが、令和5年4月1日より3名体制となったことから、勤務区分を2区分とし、時差勤務とすることで温水プールの運営の効率化を図るため、厚岸町温水プール処務規程の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第36号説明資料「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」によりご説明申し上げます。

別表（第4条関係）は、職員の勤務時間等を定めたものでありますが、勤務時間の項中、「午前9時15分から午後6時までとする。」を「ア 早番 午前8時30分から午後5時15分までとする。」に改め、「イ 遅番 午前9時15分から午後6時までとする。」を加える改正であります。

議案書30ページをご覧願います。

附則であります。この訓令は、令和5年5月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、休日の勤務時間を改めることにともなう、厚岸町温水プール処務規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 これは、土曜日、日曜日の勤務時間が少し延びるような形になるのかなと思うのですが。

●温水プール館長 勤務時間は、これまでと同様、一日、7時間45分となっております。

●田辺委員 今回、改正することによって、例えば、日曜日のプールを開館している時間を変えたりということではないんですよね。そういうことには繋がらないんですよね。

●温水プール館長 開館時間は、今までと一緒です。午前10時から午後6時まで開館しています、土曜日、日曜日は。それで、今、勤務は2人体制で、午前9時15分から午後6時まで勤務して。今年度から3人体制になったので、土曜日、日曜日は交替で勤務しますので、一日に2人、職員がいる時間があるので、同じ時間に2人いなくてもいいので、ずらして準備の時間を少し増やしました。開館時間は変えておりません。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第5回教育委員会を閉会します。